

第2章 石綿含有廃棄物等の管理に係る基本的事項

2.1 排出者の責務

2.1.1 事業場内での管理体制

〈廃石綿等〉

廃石綿等を生ずる事業場を設置する事業者は、事業場内で生ずる廃石綿等を適正に処理するために、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、処理計画の策定や産業廃棄物管理票（マニフェスト）の管理などを確実に行うよう管理体制の充実を図るものとする。

（参）法第12条の2第6項

〈石綿含有廃棄物〉

〔石綿含有産業廃棄物〕

石綿含有産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、廃石綿等の管理体制に準じ、石綿含有産業廃棄物の管理体制を整備するものとする。

【解説】

1. 廃石綿等を適正に処理するために、廃石綿等を生ずる事業場を設置する事業者は、廃石綿等を生ずる事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、廃石綿等の取扱いに関し管理体制を整備することとする。特別管理産業廃棄物管理責任者は、廃石綿等の排出から最終処分までを適正に管理する要となるべき者であり、委託処理を行う場合の業者の選択、契約、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付など統括的な管理を行うものである。
2. 石綿含有産業廃棄物については事業場内での管理体制について特に法で規定されていないが、上記1に準じ、管理責任者を明確にするとともに管理体制を整備する。
3. 石綿建材除去事業或いは石綿含有成形板等除去事業における排出事業者は、原則として元請業者が該当する。建設工事等において関係者が多数いる場合には、廃棄物処理についての責任の所在が曖昧にならないよう実際の工事の施工は下請業者が行っている場合であっても、発注者から直接工事を請け負った元請業者を排出事業者とし、元請業者に処理責任を負わせることとしている。なお、元請業者が当該工事の全部、又は建設工事のうち明確に区分される期間に施工される工事を下請業者に一括して請け負わせる場合において、元請業者が総合的に企画、調整及び指導を行っていないと認められるときは、下請業者が排出事業者になる場合もあるので留意する必要がある。

2.1.2 特別管理産業廃棄物管理責任者

〈廃石綿等〉

廃石綿等を生ずる事業場を設置する事業者は、廃石綿等の処理に関する業務を適切に行わせるため、廃石綿等を生ずる事業場ごとに、資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。

(参)法第12条の2第6項

【解説】

1. 廃棄物処理法第12条の2第6項の規定により、石綿建材除去事業を行う事業場、特定紛じん発生施設が設置されている事業場を設置する事業者は、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、事業場ごとに、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。

なお、廃石綿等を生ずる事業場を設置する事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者になることも可能である。

表 2-1 特別管理産業廃棄物管理責任者の要件（感染性産業廃棄物以外）

	資格・学歴	課程	修了した科目・学科	実務経験※
イ	環境衛生指導員			2年以上
ロ	大学	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	2年以上
ハ		理学、薬学、工学、農学 これらに相当する課程	上欄以外の科目	3年以上
ニ	短大・高専	理学、薬学、工学、農学 これらに相当する課程	衛生工学、化学工学	4年以上
ホ		理学、薬学、工学、農学 これらに相当する課程	上欄以外の科目	5年以上
ヘ	高校 ・		土木科、化学科 これらに相当する学科	6年以上
ト	旧制中学		理学、農学、工学に関する科目 これらに相当する科目	7年以上
チ	(学歴要件なし)			10年以上
リ	イからチまでと同等以上の知識を有すると認められる者 (特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を修了した者等)			

※実務経験：イにあつては同職の実務経験。

ロ～チにあつては、廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験。

自治体によっては、特別管理産業廃棄物管理責任者の届出等を条例等で定めているところもあるので、事業場が所在する自治体の担当部局に確認すること。

(参)規則8条の17第1項

2. 特別管理産業廃棄物管理責任者は、廃石綿等の排出から処分に至るまで全般にわたってその管理に責任を持ってあたることとなるが、具体的な業務の内容は事業場ごとに異なる。一般的に想定される具体的な業務を以下に列挙する。

- (1) 処理計画の立案と事業場内への周知
- (2) 処理計画の実行のための事業者への助言・意見具申
- (3) 処理の監督、管理（委託業者についての情報収集、契約の補助）
- (4) 産業廃棄物管理票の交付管理
- (5) 事業者に対する助言、意見具申
- (6) 日誌、帳簿の記載、保存
- (7) 行政への報告
- (8) その他事業者の行う業務の一部

2.1.3 帳簿の備付け（排出事業者）

＜廃石綿等＞

排出事業者は帳簿を備え、廃石綿等の処理について、事業場ごとに規則第 8 条の 18 に定める事項を記載し、これを 1 年ごとに閉鎖したうえ、5 年間保存しなければならない。

（参）法第 12 条の 2 第 12 項で準用する法第 7 条第 15 項及び第 16 項、規則第 8 条の 18

＜石綿含有廃棄物＞

〔石綿含有産業廃棄物〕

石綿含有産業廃棄物を生ずる事業場で、その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、帳簿を備え、石綿含有産業廃棄物の処理について、事業場ごとに、規則第 8 条の 5 に定める事項を記載し、これを 1 年ごとに閉鎖したうえ、5 年間保存しなければならない。

（参）法第 12 条第 11 項で準用する法第 7 条第 15 項及び第 16 項、規則第 8 条の 5

【解説】

1. 廃石綿等の排出事業者は、廃石綿等を排出する事業場ごとに、廃石綿等の処理に関し、毎月末までに前月中における以下の事項について帳簿に記載すること（表 2-2）。

表 2-2 帳簿の記載事項（排出事業者）

運搬	1 運搬年月日 2 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 3 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
運搬の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 運搬先ごとの委託量
処分	1 処分年月日 2 処分方法ごとの処分量 3 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
処分の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 受託者ごとの委託の内容及び委託量

2. 上記 1 の帳簿は 1 年ごとに閉鎖し、閉鎖後 5 年間事業場ごとに保存すること。

(参)規則第 8 条の 18 第 3 項

3. 上記 1 の帳簿の作成は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに行うこと。

4. 石綿含有産業廃棄物を生ずる事業場で、その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者についても、上記 1 から 3 と同様に帳簿に記載すること。

(参)規則第 8 条の 5 第 1 項

2.2 排出事業者による処理

＜廃石綿等＞

排出事業者は、自らその廃石綿等の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。）に従って保管、運搬又は処分を行う。

（参）法第 12 条の 2 第 1 項及び第 2 項

＜石綿含有廃棄物＞

〔石綿含有産業廃棄物〕

排出事業者（元請業者）は、自らその石綿含有産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従って保管、運搬又は処分を行う。

（参）法第 12 条第 1 項及び第 2 項

【解説】

1. 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の保管、運搬及び処理については、廃棄物処理法に基づき、規則で事業者の保管の技術上の基準、政令で収集・運搬及び処分の基準が定められている。本マニュアルでは、これらの基準を補完するものとして、保管、収集・運搬、処分の必要な事項を定めている。
2. 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の保管、運搬及び処理に当たっては、これらの基準及び本マニュアルの第 5 章に示す保管に関する事項、第 6 章に示す収集・運搬に関する事項、第 7 章に示す中間処理に関する事項並びに第 8 章に示す最終処分に関する事項の内容に従って行うこと。

2.3 処理業者による処理

2.3.1 収集運搬又は処分の業の許可

〈廃石綿等〉

廃石綿等の収集又は運搬若しくは処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、廃石綿等の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事（廃棄物処理法の政令市の区域にあっては市長）の許可を受けなければならない。

(参)法第 14 条の 4 第 1 項

〈石綿含有廃棄物〉

[石綿含有一般廃棄物]

石綿含有一般廃棄物の収集又は運搬若しくは処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

(参)法第 7 条第 1 項

[石綿含有産業廃棄物]

石綿含有産業廃棄物の収集又は運搬若しくは処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事（廃棄物処理法の政令市の区域にあっては市長）の許可を受けなければならない。

(参)法第 14 条第 1 項

【解説】

1. 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事（廃棄物処理法の政令市にあっては市長）から「特別管理産業廃棄物収集運搬業」又は「産業廃棄物収集運搬業」の許可を受けなければならない。又、石綿含有一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する市町村長から「一般廃棄物収集運搬業」の許可を受けなければならない。

この場合、特別管理産業廃棄物又は産業廃棄物、或いは一般廃棄物の積卸しを行おうとする全ての区域について各々の知事等から許可を取得しなければならない。ただし、排出事業者が自らその廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物、或いは石綿含有一般廃棄物を運搬する場合などの一定のケースでは許可不要とされている。

(参)法第 7 条第 1 項、法第 14 条第 1 項、法第 14 条の 4 第 1 項

2. 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事（廃棄物処理法の政令市にあっては市長）から「特別管理産業廃棄物処分業」又は「産業廃棄物処分業」の許可を受けなければならない。又、石綿含有一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する市町村長から「一般廃棄物処分業」の許可を受けなければならない。なお、この「処分」には、中間処理、再生、最終処分が含まれる。又、廃石綿等を溶融したり固型化して埋立処分したりする業は「特別管理産業廃棄物処分業」にあたるが、溶融した後の廃石綿等を埋立処分する場合は通常の産業廃棄物についての処分業の許可が必要であり、特別管理産業廃棄物処分業の許可は必要ではない。

なお、排出事業者が自らその廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物、或いは石綿含有一般廃棄物を処分する場合などの一定のケースでは許可不要とされている。

(参)法第7条第6項、法第14条第6項、法第14条の4第6項

3. 上記1及び2のうち、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物にかかる許可は5年毎に、石綿含有一般廃棄物にかかる許可は2年毎に更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う。

(参)法第7条第2項及び第7項、法第14条第2項及び第7項、法第14条の4第2項及び第7項

2.3.2 収集運搬業者による収集・運搬又は処分業者による処分

〈廃石綿等〉

廃石綿等の収集又は運搬を業として行う特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは処分を業として行う特別管理産業廃棄物処分業者（以下「廃石綿等処理業者」という。）は、廃石綿等の処理にあたっては廃棄物処理法に基づく収集運搬基準及び処分基準に従って行うことは勿論のこと、このマニュアルの第 5 章に示す保管に関する事項、第 6 章に示す収集・運搬に関する事項、第 7 章に示す中間処理に関する事項並びに第 8 章に示す最終処分に関する事項の内容に従って処理すること。なお、廃石綿等処理業者は、作業者の労働安全衛生についても十分留意する必要がある。

（参）法第 14 条の 4 第 12 項

〈石綿含有廃棄物〉

石綿含有廃棄物の収集又は運搬を業として行う一般廃棄物又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは処分を業として行う一般廃棄物又は産業廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準又は産業廃棄物処理基準に従って行うことは勿論のこと、第 5 章に示す保管に関する事項、第 6 章に示す収集・運搬に関する事項、第 7 章に示す中間処理に関する事項並びに第 8 章に示す最終処分に関する事項の内容に従って処理すること。なお、石綿含有廃棄物処理業者は、作業者の労働安全衛生についても十分留意する必要がある。

（参）法第 7 条第 13 項、法第 14 条第 12 項

【解説】

1. 廃石綿等又は石綿含有廃棄物の処理業者は、廃石綿等又は石綿含有廃棄物の処理にあたっては、排出事業者が自ら処理する場合と同様に、廃棄物処理法に定める処理基準及び本マニュアルに示す事項に従って行うこと。
2. 廃石綿等又は石綿含有廃棄物の処理業者は、処理を受託しようとする廃棄物が「1.2.1 石綿含有廃棄物等の定義」に該当するか否かについて、排出者に事前に確認することなどにより把握し、適正処理を確保すること。
3. 廃石綿等又は石綿含有廃棄物の処理業者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、取り扱う産業廃棄物とマニフェストの記載事項が一致していることを確認すること。
4. 排出事業者との委託契約等に関しては、本マニュアル第 3 章を参照すること。

5. 作業者の労働安全衛生管理について

廃石綿等又は石綿含有廃棄物の処理業者は、発じんのおそれのない作業を除き、石綿等を取り扱う作業として石綿障害予防規則に基づき、適切な措置を講じる必要がある。

主な規定は、以下のとおりである。

- (1) 石綿等を取り扱う作業については、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、石綿作業主任者に、当該作業に従事する労働者が石綿粉じんにはく露しないよう労働者の指揮、保護具の使用状況の監視等を行わせる必要がある。なお、石綿作業主任者技能講習は都道府県労働局長の登録を受けた登録教習機関で受講できる。

(参) 労働安全衛生法第 14 条、同法施行令第 6 条第 23 号、石綿障害予防規則第 19 条、第 20 条

- (2) 石綿等を取り扱う業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後 6 月以内ごとに 1 回、定期的に特殊健康診断の実施を行わなければならない。

(参) 労働安全衛生法第 66 条第 2 項、同法施行令第 22 条第 1 項第 3 号、石綿障害予防規則第 40 条

- (3) 石綿等を取り扱う作業場には、労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備え付け、常時有効かつ清潔に保持する必要がある。

(参) 労働安全衛生法第 22 条、石綿障害予防規則第 44 条～46 条

- (4) 石綿等を取り扱う作業場において常時作業に従事する労働者について、作業の概要等を記録し、当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から 40 年間保存する必要がある。

(参) 労働安全衛生法第 22 条、石綿障害予防規則第 35 条

なお、上記(1)の石綿作業主任者は、2006 年 3 月 31 日までに特定化学物質等作業主任者技能講習を終了した者からも、選任することができる。

その他、石綿等を取り扱う作業に従事させる場合における洗浄設備の設置（石綿障害予防規則第 31 条）、喫煙等の禁止（石綿障害予防規則第 33 条）、粉じんが発散する屋内作業場における局所排気装置等の設置（石綿障害予防規則第 12 条）、石綿等の切断等の作業における湿潤化（石綿障害予防規則第 13 条）、保護具の使用（石綿障害予防規則第 14 条）、常時石綿等が取り扱われる屋内作業場における作業環境測定（石綿障害予防規則第 36 条）等の規定にも留意する必要がある。

又、廃石綿等処理業者及び石綿含有廃棄物処理業者は、取扱い作業者に対して特別教育を行うことが望ましい。

2.3.3 帳簿の備付け（処理業者）

＜廃石綿等＞

廃石綿等の収集運搬業者及び処分業者は、帳簿を備え、廃石綿等の処理について、事業場毎に、規則第 10 条の 21 に定める事項を記載し、これを 1 年ごとに閉鎖したうえ、5 年間保存しなければならない。

（参）法第 14 の 4 第 16 項で準用する法第 7 条第 15 項及び第 16 項、規則第 10 条の 21

＜石綿含有廃棄物＞

石綿含有廃棄物の収集運搬業者及び処分業者は、帳簿を備え、石綿含有廃棄物の処理について、事業場毎に、規則第 10 条の 8 に定める事項を記載し、これを 1 年ごとに閉鎖したうえ、5 年間保存しなければならない。

（参）法第 7 条第 15 項及び第 16 項、規則第 2 条の 5、

法第 14 条第 15 項で準用する法第 7 条第 15 項及び第 16 項、規則第 10 条の 8

【解説】

1. 廃石綿等又は石綿含有廃棄物の処理業者は、表 2-3 に示す事項について、事業場ごと、廃棄物の種類ごとに、下記の期限内に帳簿に記載すること。

(1) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の「収集又は運搬」2 及び「処分」2 に掲げる事項

マニフェストを交付又は回付された日から 10 日以内

(2) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の「運搬の委託」3 及び「処分の委託」3 から 5 までに掲げる事項

マニフェストに係る産業廃棄物の引渡しまで

(3) (1) 及び (2) 以外の事項

前月中における当該事項について毎月末まで

（参）規則第 10 条の 8

表 2-3 帳簿の記載事項（処理業者）

業の区分	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理業者	石綿含有一般廃棄物の処理業者
収集又は運搬	1 収集又は運搬年月日 2 交付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 3 受入先ごとの受入量 4 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 5 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	1 収集又は運搬年月日 2 収集区域又は受入先 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量

運搬の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号 4 運搬先ごとの委託量	—
処分	1 受入れ又は処分年月日 2 交付又は回付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 3 受入れた場合には、受入先ごとの受入量 4 処分した場合には、処分方法ごとの処分量 5 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量	1 受入れ又は処分年月日 2 受入れた場合には、受入先ごとの受入量 3 処分した場合には、処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の一般廃棄物の持出先ごとの持出量
処分の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号 4 交付した管理票ごとの、交付又は回付された受入れた産業廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 5 交付した管理票ごとの、受入れた産業廃棄物に係る第8条の31の2第3号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号 6 情報処理センターへの登録ごとの、交付又は回付された受入れた産業廃棄物に係る管理票の管理標交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 7 情報処理センターへの登録ごとの、受入れた産業廃棄物に係る第8条の31の2第3号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号 8 受託者ごとの委託の内容及び委託量	—

(参)規則第2条の5第1項、規則第10条の8第1項、規則第10条の21第1項

2. 上記 1 の帳簿は 1 年ごとに閉鎖し、閉鎖後 5 年間事業場ごと保存すること。
(参) 規則第 2 条の 5 第 3 項、規則第 10 条の 8 第 3 項、規則第 10 条の 21 第 3 項
3. 上記 1 の帳簿の作成は、廃棄物の種類ごと（廃石綿等又は石綿含有一般廃棄物、石綿含有産業廃棄物）に行うこと。